

別記様式第1号(第四関係)

も て き ま ち は や し ち く か っ せ い か け い か く  
茂木町林地区活性化計画

栃木県、栃木県茂木町

平成23年3月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	茂木町林地区活性化計画
都道府県名	栃木県
市町村名	茂木町
地区名(※1)	林地区
計画期間(※2)	平成23年度～平成25年度

**目 標** : (※3)

本地区においては、農業従事者の高齢化や深刻な担い手不足のなか、農家人口及び農業従事者数が減少傾向を示し、併せて遊休農地が発生する等の状況にあることから、農家の所得機会の確保による農家経営の安定化を図り地域活力低下の抑制に寄与するための対策を早急に講じる必要が生じている。

このため、当地区で生産される農産物に付加価値を与え直売所等に出荷するための農産物加工処理施設を整備するとともに、廃棄処分していた農産物の商品化、新たな販売チャネルの確保及び有機堆肥の利用による付加価値の向上といった取組を併せて行い、農業所得の向上による農家の経営基盤の安定化を図ることにより、新規就農者の確保と既存農家の営農意欲の向上により農業就業者数の減少の抑制につなげ地域の活性化に寄与することとする。

具体的には、地区の農業就業者数の減少率25%(H7年65人からH17年49人:農業センサス)を20%に抑制する。

**目標設定の考え方**

**地区の概要:**  
茂木町は、栃木県の南東部、八溝山系の中に位置し、山林が7割を占める典型的な中山間地域である。古くは葉たばこが主産業であったが、現在は米を中心にこんにゃくやしいたげ、いちごなどを複合経営した農家が多い。林地区は町市街地の東部に位置し、殆どが第2種兼業農家である。また、中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策を同時に集落をあげて取り組むなど、地域のコミュニティもしっかりとまとまった地域でもある。

**現状と課題**  
林地区においては、水稻を基幹作物とし、野菜等を加えた複合経営が進みつつあるが、農家所得の向上を図り農家の経営基盤を安定するまでには至っておらず、他集落と比べても収益性の高い複合経営化が思うように進んでいない状況にある。

また、本地区内の集落には、近隣の道の駅に野菜類(ねぎ、ほうれん草、根菜類、果樹等)を出荷する農家が7名いるが、少量多品目高品質化の野菜作りや、本町域で生産される高品質のオリジナルブランド「美土里たい肥」の利用をアピールした付加価値の高い農作物の生産を行うことと併せ、これらを活かした農産物加工品の販売による農家所得の向上を図る上での拠点となる農産物加工処理施設が無いことから、農業振興を核とした地区の活性化を図ることが困難な状況となっている。

**今後の展開方向等(※4)**  
農業従事者の高齢化や担い手不足による農業振興上の課題については、地域の農業を、稲作を基幹としつつ農産物直売所等も含めた新たな販売チャネルに応じた少量多品目の野菜等の生産を行う複合経営へシフトさせるとともに、堆肥等を活用した地域営農の優位性を最大限発揮させることとする。

これと併せ、本事業により、農家所得の増大を図る上での拠点である農産物処理加工施設を整備し、付加価値の高い加工農産物等の出荷・販売とともに、廃棄処理していたB・C級農作物の有価販売等を行うことにより、農家経営の安定化による地域農業の振興と地域の活性化を目指す。

また、農産物処理加工施設においては、地区内での新規雇用者を3名以上確保することとしており、地区の雇用の受け皿としての機能を発揮させるとともに、地区農家や需要者、町等との緊密な連携及び交流にも寄与するものとして、地域活性化の拠点としての機能を発揮させることとする。

なお、活性化計画終了年度の翌年度には地域の農産物の販売額の増加及び、農業所得の増大に伴う農業就業者数の減少の抑制について目標の達成状況を検証するとともに、雇用状況についても検証することとする。

**【記入要領】**

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1)法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
茂木町	林地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	栃木県茂木町	有	イ	

### (2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)・・・該当なし

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)・・・該当なし

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)・・・該当なし

--

#### 【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

林地区(栃木県茂木町)	区域面積(※2)	181ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積181haのうち、農林地面積が146haで区域面積の80.7%を占めている。また、全就業者人口131人のうち、農林業従事者は、63人と48.1%(平成17年国勢調査、2005農林業センサス結果)を占めており、農林業が重要な産業となっている地域である。		
②法第3条第2号関係: 人口は平成17年(国勢調査)が233人で、平成22年に実施した国勢調査の推計では220人に減少しており、約5.6%の減少率になっている。また、農林業者の高齢化や後継者不足を表す高齢化率は31%(平成17年国勢調査結果)となっており、農産物の販売金額を増加させ経営基盤を安定させることで、新規就農者の確保と既存農家の営農意欲の向上により農業就業者数の減少の抑制につなげることが地域活性化のためには必要不可欠である。		
③法第3条第3号関係: 当地域はすべて農業振興地域であり、市街地を形成している区域は含んでいない。また、都市計画法に基づき、指定された用途地域は含まれていない。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 …該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

#### 【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 … 該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は、農業就業者数の減少率の抑制を目標としており、達成度合い等については、町で把握しうる統計調査結果を元に、栃木県、茂木町で評価を行う。

なお、この評価結果については、茂木町農業振興整備促進協議会等の農業関係者において、検証を行うとともに、結果を公表する。

### 【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。